

01 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」

今のところ財政再生団体（赤字再建団体）に陥る心配はありません。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
桂川町	- (なし)	- (なし)	7.0%	22.2%	- (なし)
早期健全化基準 (経営健全化基準)	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%	20.00%
財政再生基準	20.00%	35.00%	35.0%		
《参考》県内平均			11.5%	49.0%	

※「県内平均」は、各指標の合計値を団体数で除した単純平均です。

平成22年度決算に係る「健全化判断比率」及び「資金不足比率」

【用語の解説】

○健全化判断比率

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4指標の総称。

○資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示したものである。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなるので、公営企業として経営に問題があることとなります。

○実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的なサービスを行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の

深刻度を示したものである。この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなってくるので、より多くの歳出削減策や歳入増加策を講じるとともに、解消の期間も長期間になる等、深刻な事態になっているということになります。

本町においては、約2億3百万円の赤字ですので、問題ありません。

○連結実質赤字比率

一般会計等のほか、国民健康保険特別会計等のすべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示したものである。この比率が高くなるほど、実質赤字比率と同様に、赤字の解消が難しくなります。

本町においては、約4億4千2百万円の黒字ですので、問題ありません。